被保険者均等割額	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）	
世帯別平等割額	世帯別平等割額（一般被保険者の属する世帯に係る額に限る。）	
第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項	
減額した額	減額した額（被保険者均等割額にあつては一般被保険者に係る額に限り、世帯別平等割額にあつては一般被保険者が属する世帯に係る額に限る。）	
第四条の四第一項各号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項各号	
第六条の四（見出しを含む。）		
第四条の四第一項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項第一号	
被保険者均等割額	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）	
第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項	
減額した額	減額した額（一般被保険者に係る額に限る。）	
第六条の四第二号		
第四条の四第一項第二号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項第二号	
被保険者均等割額	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）	
第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項	
減額した額	減額した額（一般被保険者に係る額に限る。）	